

社会福祉法人済昭園報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人済昭園（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第 1 に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した場合はその遺族に）支給する。
- (2) 本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に翌月 10 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は支給日前の金融機関営業日）に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等

を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第 8 条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月額報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 3 月 28 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日施行

別表第1

(常勤の理事の報酬)

(1) 理事長	月 額	400,000円 (税引後)
副理事長	月 額	200,000円 (税引後)
理 事	月 額	10,000円 (税引後)

別表第2

(非常勤の役員の報酬)

(1) 理事長	月 額	400,000円 (税引後)
副理事長	月 額	200,000円 (税引後)
公的機関による立会要請	日 額	10,000円 (税引後)
理事会等会議への出席	日 額	3,000円 (税引後)
(2) 監 事	月 額	10,000円 (税引後)
監事監査への出席	日 額	10,000円 (税引後)
公認会計士及び税理士による財務指導及び監事監査	日 額	40,000円 (税引後)
公的機関による立会要請	日 額	10,000円 (税引後)
理事会等会議への出席	日 額	3,000円 (税引後)

上記の他、法人・施設業務のための出勤 社会福祉法人済昭園役員等旅費規程による

別表第3

(評議員の報酬)

評議員会への出席	日 額	10,000円 (税引後)
----------	-----	---------------

上記の他、法人・施設業務のための出勤 社会福祉法人済昭園役員等旅費規程による。